

議案第116号

北上市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

北上市農業集落排水処理施設条例（平成3年北上市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び処理区域)			(名称、位置及び処理区域)		
第2条 施設の名称、位置及び処理区域は、 <u>別表第1</u> に掲げるとおりとする。			第2条 施設の名称、位置及び処理区域は、 <u>別表</u> に掲げるとおりとする。		
<u>別表第1</u> （第2条関係）			<u>別表</u> （第2条関係）		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
[略]			[略]		
滑田・藤根地区農業集落排水処理施設	[略]		滑田・藤根地区農業集落排水処理施設	[略]	
<u>蔵屋敷地区農業集落排水処理施設</u>	<u>北上市下江釣子9地割1番地</u>	<u>下江釣子のうち9地割、10地割及び11地割の全部並びに8地割、12地割及び13地割の一部</u>			
鳩岡崎地区農業集落排水処理施設	[略]		鳩岡崎地区農業集落排水処理施設	[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用している蔵屋敷地区農業集落排水処理施設に係る使用料については、令和6年6月1日以降に確定する使用料から北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の規定を適用し、同日前に確定する使用料については、なお従前の例による。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

公共下水道への接続が完了することから、蔵屋敷地区農業集落排水処理施設を廃止しようとするものである。